

## 家計急変者とは？

○家計の急変とは具体的にはどのような変化を指しますか。

→新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少を指します。

○収入の範囲は具体的にどのようなものになりますか。

→具体的には給与収入、事業収入、不動産収入、公的年金等収入、養育費となります。

○収入の減少とはどのような場合ですか。

→申請者本人の収入が新型コロナウイルス感染症の影響により減少している場合。

(収入減少割合の大きさと家計に及ぼす大きさが必ずしも一致すると限らないため一定の基準はありません。)

→申請者本人の収入は減少していませんが、消費生活上の家計が同一である扶養義務者の収入が新型コロナウイルス感染症の影響により減少している場合。

→養育費を受け取っていたが、新型コロナウイルス感染症の影響で受け取りができなくなってしまった場合。

→新型コロナウイルス感染症の影響により退職した方や、自己都合による退職後に新型コロナウイルス感染症の影響により再就職が難しくなった、求職活動に影響があった等、当該影響が無ければ得られていたはずの収入が得られなかった場合。

※詳細については下記お問合せ先へご連絡下さい

お問合せ先

〒904-2292

うるま市みどり町一丁目1番1号

うるま市役所 こども家庭課

TEL : 098-923-4075

平日 8時30分から17時15分まで

厚生労働省 コールセンター

TEL : 0120-400-903 平日 9時から18時まで

